

避難指示区域内における工事（業務委託）に従事する労働者の 放射線障害防止措置にかかる特記仕様書

（目的）

第1条 本仕様書は避難指示区域内で行われる工事（業務委託）について、放射線障害防止の観点から受注者の作業安全基準及び適正な被ばく線量管理について定めるものである。

（作業の履行）

第2条 本業務の履行にあたっては、特記仕様書及び共通仕様書のほか、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正等について（通知）（平成26年1月20日付け25農第2482号25企技第1342号）」（以下、「第1342号通知文」という。）を遵守し、作業にあたること。なお、第1342号通知文は福島県土木部技術管理課ホームページ（<http://wwwcms.pref.fukushima.jp>）に掲載しているので参考とすること。

（施工計画書または業務計画書への記載）

第3条 第1342号通知文に基づく作業安全基準の現場での運用及び除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の運用については、施工計画書または業務計画書へ記載し、監督員へ提出すること。

（被ばく線量管理）

第4条 作業時間内の労働者の被ばく線量を1日ごとに参考様式1により記録するとともに適切に管理すること。また、日々の被ばく線量を1日ごと、累積被ばく線量を1ヶ月ごとに作業員に通知すること。併せて、作業期間中の工事現場等の空間被ばく線量について参考様式2により記録し、提示できるようにすること。

（放射線量の測定）

第5条 作業着手前に、平均空間線量率の測定方法（平成23年厚生労働省告示第468号（平成24年7月1日一部改正）基準告示第2条）により現場の空間線量率を測定し、その結果を監督員へ提出すること。

（装備）

第6条 第1342号通知文により、該当する汚染状況や作業状況に応じて適切な装備で作業すること。放射線防護資材については、施工計画書または業務計画書に必要数量等を明記するものとし、変更の対象とし安全費に計上する。

（放射線管理者）

第7条 元請事業者は、放射線管理者を選任し、関係請負人の労働者の被ばく管理を含めた一元管理を実施させること。なお、放射線管理者は、下記の放射線関係の国家資格保持者又は専門教育機関等による放射線管理に関する講習等の受講者から選任することが望ましい。

- ① 第1種放射線取扱主任者又は第2種放射線取扱主任者
- ② 独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う放射線防護基礎コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、旧放射線管理コース、旧R I・放射線初級コース、旧R I・放射線上級コース

- ③ 独立行政法人放射線医学総合研究所が行う放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程
- ④ 日本原子力発電株式会社が行う原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ⑤ 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理・計測講座
- ⑥ 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習

(作業従事のための同意)

第8条 居住制限区域又は帰還困難区域内で作業を行う場合は、請負者又は受託者は作業にあたる全ての従業員から作業に従事する前までに当該作業場所での勤務についての同意を書面で得る。(参考様式3)

※当該工事現場の放射線量環境の事前調査結果について

地点① 双葉町寺沢字唐沢地内

計測日	工事現場等の放射線量環境について
2月15日	計測点数 1点 (9:30~16:00までの測定8回) 最大値: 0.633 μ Sv/h、最小値: 0.605 μ Sv/h、平均値: 0.623 μ Sv/h

地点② 大熊町熊川字八坂地内

計測日	工事現場等の放射線量環境について
2月15日	計測点数 1点 (9:00~16:00までの測定8回) 最大値: 0.724 μ Sv/h、最小値: 0.682 μ Sv/h、平均値: 0.711 μ Sv/h

地点③ 富岡町小良ヶ浜字赤坂地内

計測日	工事現場等の放射線量環境について
2月17日	計測点数 1点 (9:00~16:00までの測定8回) 最大値: 1.452 μ Sv/h、最小値: 1.371 μ Sv/h、平均値: 1.422 μ Sv/h

(除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度関係)

第9条 元請事業者は、自社及び関係の作業員が除染電離則第2条第7項に定める「土壌の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、第8項で定める「特定線量下業務」にかかる工事(業務等)に従事する場合は、除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度へ参加すること。

- 2 除染特別地域内における除染事業等については、被ばく線量登録管理制度において定める「放射線管理手帳の運用」、「線量登録及び経歴照会等の運用」、「線量記録及び健康診断結果の引き渡し」の項目について参加すること。

(放射線障害防止措置に係る項目)

第10条 本業務においては、下記の項目について諸経費に積上計上している。これによりがたい場合は、双方協議のうえ必要項目及び数量を決定すること。

- ・ 除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度登録人数 N=7名
- ・ 防護服(タイベック) N=24着
- ・ 防じんマスク、手袋(インナー用)、手袋(アウター用ゴム) 各N=110個
- ・ 空間線量計 N=1個、個人線量計 N=2個、GMサーベイメータ N=1個

参考様式 1

作業員の被ばく線量等管理簿

1 従事する作業員

氏名		性別	男・女	生年月日		入場時の累積被ばく線量	μSv
----	--	----	-----	------	--	-------------	----------------

2 作業内容及び被ばく線量等

番号	現場責任者 氏名	作業従事年 月日	主な作業内容	作業従事場所		作業従事時間 (昼休み込)	日当り実効線 量	累計の実効線 量	作業終了後の 健康状態 (自覚症状)	本人 確認サ イン	放射線測定器種類 及び形式
(例)	〇〇△△	H23.9.1	人土工	帰・居・避	〇〇町大字△△地内	8時間	36.5 μSv	36.5 μSv	異常なし	××	IPX—×
1				帰・居・避			μSv	μSv			
2				帰・居・避			μSv	μSv			
3				帰・居・避			μSv	μSv			
4				帰・居・避			μSv	μSv			
5				帰・居・避			μSv	μSv			
6				帰・居・避			μSv	μSv			
7				帰・居・避			μSv	μSv			
8				帰・居・避			μSv	μSv			
9				帰・居・避			μSv	μSv			
10				帰・居・避			μSv	μSv			
11				帰・居・避			μSv	μSv			
12				帰・居・避			μSv	μSv			
13				帰・居・避			μSv	μSv			
14				帰・居・避			μSv	μSv			
15				帰・居・避			μSv	μSv			
16				帰・居・避			μSv	μSv			

参考様式 2

現場の空間線量管理簿

1 工事現場概要

発注機関	工事番号	工事名	工事場所	受託者	現場責任者

2 作業内容及び被ばく線量等

延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり空間線量	累計の空間線量	延べ日数	年月日	作業員数	作業時間	日当たり空間線量	累計の空間線量
1				μ Sv	μ Sv	17				μ Sv	μ Sv
2				μ Sv	μ Sv	18				μ Sv	μ Sv
3				μ Sv	μ Sv	19				μ Sv	μ Sv
4				μ Sv	μ Sv	20				μ Sv	μ Sv
5				μ Sv	μ Sv	21				μ Sv	μ Sv
6				μ Sv	μ Sv	22				μ Sv	μ Sv
7				μ Sv	μ Sv	23				μ Sv	μ Sv
8				μ Sv	μ Sv	24				μ Sv	μ Sv
9				μ Sv	μ Sv	25				μ Sv	μ Sv
10				μ Sv	μ Sv	26				μ Sv	μ Sv
11				μ Sv	μ Sv	27				μ Sv	μ Sv
12				μ Sv	μ Sv	28				μ Sv	μ Sv
13				μ Sv	μ Sv	29				μ Sv	μ Sv
14				μ Sv	μ Sv	30				μ Sv	μ Sv
15				μ Sv	μ Sv	31				μ Sv	μ Sv
16				μ Sv	μ Sv					μ Sv	μ Sv

○1月当り（30日毎）の現場での累積空間線量 計 _____ μ Sv

○当該工事での現場での累積空間線量 計 _____ μ Sv

(参考様式 3)

請負又は受託
契約者名を記載

同意書

〇〇〇〇(株) 〇〇〇〇 様

私は、居住制限区域・帰還困難区域内での勤務にあたり、下記の事項について確認し同意します。

記

- 1 居住制限区域・帰還困難区域内が危険であることを十分認識し、自らの責任においてこの区域内で作業を実施します。
- 2 居住制限区域・帰還困難区域内においては、現場責任者の指示に従います。
- 3 次の事項が生じたときは、現場責任者の指示に従い速やかに退避します。
 - 1) 福島第一原子力発電所の異常緊急事態が生じたとき
 - 2) 実効線量が1年間につき5.0mSvかつ5年間に100mSvを超える可能性があるとき
 - 3) 女性（妊娠する可能性がないと診断された者を除く）については実効線量が3月間につき5mSvを超える可能性があるとき
 - 4) 妊娠中の女性については内部被ばくによる実効線量が1mSv、腹部表面に受ける等価線量が2mSvを超える可能性があるとき
- 4 高い空間線量率によりリスクが大きい区域には立入りません。
- 5 放射線に関する知識、作業における放射線の状況、リスク情報等を現場責任者から十分提供を受けました。

記入日： 令和 年 月 日

本人署名